

21多教学第225号
平成21年5月22日

多摩市立学校の一定規模及び
適正配置等に関する審議会（第3期）会長 殿

多摩市教育委員会

通学区域の見直し等について（諮問）

「多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例」に基づき、「多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針」（以下「基本方針」という。）で示した優先地区内における学校の下記事項について諮問します。

記

1 諒問事項

—小学校—

- (1) 東愛宕小学校及び西愛宕小学校
- ・両校を統合することについて
 - ・統合年度について
 - ・統合新校の位置について

(2) 上記統合校に隣接する小学校

- ・上記統合を基本として、隣接校の通学区域の一部を検討対象とすることについて

—中学校—

(3) 中学校の通学区域

- ・上記隣接校の通学区域見直しを行う場合の中学校の通学区域変更について

2 答申期限

- (1) 小学校 平成21年12月28日
(2) 中学校 平成22年 2月28日

3 諒問理由

多摩市教育委員会は、充実した学校教育の実現を図るために、市立学校の一定規模及び適正配置の推進が必要であると考え、平成17年6月、多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会（第1期）からの答申をふまえ、同年9月に基本方針を策定しました。

基本方針では、通学区域見直しの優先地区を設定し、特に児童・生徒への影響が大きい学校から、通学区域の見直しを行うことを定めました。

この基本方針に基づき、学校の小規模化が進む愛宕地区の通学区域の見直し等について、貴審議会に諮問します。

4 諒問にあたっての教育委員会の考え方

東愛宕小学校及び西愛宕小学校は、いずれも全学年単学級であることから、充実した学校教育のために複数学級を伴う学級増の確保をめざし、学校統合等の通学区域の見直しが必要です。両校の通学区域の在り方については基本方針において、隣接する大規模な学校と接する通学区域の線引きの変更も手法として示していることから、多摩第二小学校の通学区域の一部も検討対象と考えています。なお多摩第三小学校については、大規模な学校ではなく、また施設的に対応可能な児童数の推移が見込まれることから、今回の検討対象外と捉えています。

また、多摩第二小学校の通学区域見直しを行う場合は、併せて関連する中学校の通学区域変更も検討する対象となります。

さらに統合新校の位置については、基本方針に基づいて決定すべきものと考えます。学校統合は、その目的から速やかな実現が望まれますが、必要な準備期間を考慮し、平成23年度、または24年度を目途とします。

なお、上記統合新校の教育を充実する施策についてご意見があればお願いします。